

鳥取療育園 災害等対策委員会 設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県立鳥取療育園災害等対策指針に基づき、療育園内における防災及び災害発生時の対応等を講ずることを目的に災害等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。この要綱では、委員会を円滑に運営するために必要な事項を定める。

(委員会の組織)

第2条 委員会の委員長及び委員は、園長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

(委員会の会議)

第3条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長になる。

2 委員会で検討すべき事項等は、委員長が各委員にあらかじめ通知する。

3 委員会は、所掌事務に係る検討を行うため、必要に応じて随時会議を開催する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌し、その事項について調査、研究、検討及び企画・立案を行う。また、防災に関する研修を定期的に行う。

(1) 非常災害対策計画の作成及び改定。

(2) 災害等対策マニュアルの作成、改定及び職員への通知。

(3) 災害時事業継続計画（Business Continuity Planning：BCP）の策定と見直し。

(4) 防災設備の定期点検（年2回）及び消防署長への報告。

(5) 全職員に対して防災に関する園内研修を年1回程度開催する。

(職員の責務)

第5条 職員は、委員会が円滑に運営できるよう、委員会の求めに積極的に協力しなければならない。

(参考人)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、関係職員及び職員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

附則

この要綱は、令和4年7月15日をもって施行する。

この要綱は、令和6年4月19日をもって施行する。

この要綱は、令和8年6月19日をもって施行する。